

○令和7年第3回(9月)定例会一般質問会議録

2025年9月10日(水) 14時から15時

「災害時に命を守る防災対策について」

議長(三苫 誠) 8番 中島章二議員

○8番(中島章二) [登壇]

通告に基づき、市政に対する一般質問を行います。質問は、災害時に命を守る防災対策について、こども総合局(仮称)についての2項目について行います。

まず、災害時に命を守る防災対策について質問いたします。

本市においては、今定例会の市長一般報告にもありましたように、平成29年九州北部豪雨から今回の大雨を含め、5度にわたる大規模な豪雨災害に見舞われています。また、近年は、南海トラフ大地震対策が強められてきています。

このような中、日田市地域防災計画地震編では、各種要因により本市で想定される地震のうち、万年山―崩平山断層帯を震源としたマグニチュード6.8、震度6強の地震を想定して計画を策定し、対策を講じています。

本市においては、近年頻発している大雨による災害と、いつ発生するか予測の難しい地震災害に対して、平常時にしっかりとした準備をしておくことが、発災時に命を守る行動につながる重要な取組であると考えています。

日田市地域防災計画によると、一般市民に対する防災教育として、防災、危機管理課では、防災意識、知識の向上や防災の日常化を図るため、防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施するとともに、防災関係機関等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。

なお、教育方法として、マスメディア、ホームページ、印刷物、SNSの活用、動画、映像の放映、配信、パンフレット、ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など、地域の実情に合わせたより具体的な手法により実践的な教育を行うものとする。

災害による人的被害をなくすためには、市民一人一人が地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。

そのため、ハザードマップやマイ・タイムラインなど、防災教育啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚、知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で危険な場所から全員避難すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるとする。

そして、家庭における防災教育では、教育の原点は家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである家庭での防災教育が子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて家庭における防災教育の充実を図るものとするとしています。

そこで、平常時に本市が実施している防災教育の中から、地域や家庭にはどのような防災教育を行っているのか伺います。

次に、避難情報発令のタイミングはどのように決めているのか。そして、発令の方法はどのようなものを活用しているのか伺います。

この項目の最後に、避難所について、政府は、昨年１２月、自治体向けの避難所運営指針を改定し、被災者の権利保護をうたう国際基準を新たに取り入れ、１人当たり最低３．５平方メートルの専有スペースと災害発生初期段階で５０人につき１基のトイレを用意するよう明記しました。しかし、共同通信社が全国の市区町村に実施した避難所の準備状況に関するアンケートでは、約半数近くが基準を満たしていないという回答があったとのことでした。

避難所環境が不十分な場合、災害関連死につながる可能性もあると考えます。毎年のように避難指示が出され、何度も避難所へ避難している市民がいる本市の避難所は、スフィア基準を満たしているのか伺います。

以上で壇上での質問を終わり、答弁に従い再質問をさせていただきます。

○議長（三苫 誠） 副市長。

○副市長（服部浩治） [登壇]

私からは、８番議員御質問の災害時に命を守る防災対策及び、仮称ではございますけれども、こども総合局についてお答えいたします。

初めに、平常時の防災教育についてでございます。

災害時に命を守る行動を取るためには、住民一人一人が防災に関する正しい知識を持ち、日頃から備えておくことが重要と考えており、日田市におきましては、市民に防災時の行動を自分事として捉えてもらえるよう、防災意識を高めるための取組を重視しているところでございます。

地域に対する取組としましては、自主防災組織あるいは自治会に対して、自主防災組織図とコミュニティタイムラインの作成を依頼しながら、地域の防災活動について地域で考えてもらえるよう促しております。

地域に依頼する自主防災組織図につきましては、組織の役員構成や代表的な役割を担う役員の氏名及び連絡先を明らかにしておくほか、避難行動に当たっての役割分担などを考えていただくものとして、そして、コミュニティタイムラインにつきましては、避難行動時の役割を警戒レベルに合わせて時系列で計画してもらうなど、有事の行動をあらかじめ整理しておくものとして作成を依頼しているところでございます。

また、家庭への取組として、広報ひたやホームページを活用して防災に関する特集を編成するなど、備えておくべき防災のポイントを紹介するなどの取組を推進しているところでございます。

次に、避難情報の発令についてでございます。

避難情報等の発令に関する基準につきましては、日田市地域防災計画に定める基準を基本としており、雨量の状況や河川の水位、土砂災害の危険度などにより判断するものとしております。

避難情報として、気象情報の関連性につきましては、各種の警報が発表された場合には警戒レベル3、高齢者等避難を、土砂災害警戒情報が発令された場合には警戒レベル4、避難指示を、そして、各種の特別警報等が発表された場合には警戒レベル5、緊急安全確保の発令を基本としております。いずれも気象情報の発表に伴って避難情報を発令するものでございますが、市民の皆様が安全に避難することができるよう、警報等の発表を待たずに避難情報を発令する場合もございます。

先日の8月10日からの大雨に伴って発令した避難情報を例に御説明申し上げますと、まず、夜間に大雨警報等の発表が予想されました9日の夕刻の時点で、警報等の発表前ではございましたが、高齢者等避難を発令しております。次に、夜間に土砂災害警戒情報の発表が予想された10日夕刻に、情報の発表前ではございましたが、避難指示を、さらに、10日の夜間に、災害の危険が高まっているとの国土交通省からの連絡に基づき、特別警報の発表前ではありましたが、速やかに緊急安全確保を発令したところでございます。

いずれも気象や防災に関する関係機関との連携により発令しているものでございまして、引き続き、的確な情報収集と迅速な避難情報の発令に努めてまいりたいと考えております。

これらの避難情報の発令の方法についてでございますが、防災行政無線をはじめとして、防災ラジオ、携帯電話からのエリアメール、ホームページ、SNSでの発信のほか、報道機関への協力も依頼しながら、あらゆる手段を用いて周知しているところでございます。

次に、避難所の状況についてでございます。

避難所に関する基準として、スフィア基準の充足状況が指標に用いられることはございますが、スフィア基準とは、被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準でございまして、避難所として確保しなければならない居住スペースなどで判断するもので、面積につきましては、避難者1人当たり最低3.5平方メートルとされているところでございます。

日田市の状況を見ますと、日田市地域防災計画に示す避難者数の想定が5,077人としておりますことから、市内の避難所の総面積は約1万8,000平米以上を確保しなければならないこととなります。

一部の報道機関による推計では、日田市が基準以下であるのではないかとの懸念が示されたことは承知しておりますが、現在、市内の避難所の総面積は約5万平方メートルとなっておりますことから、スフィア基準は満たしていることと考えております。

一方、トイレにつきましては、50人につき1基のトイレを用意することとされており、日田市の場合、約100基のトイレが必要とされております。これに対し、備付けのトイレ及び簡易トイレを118個備えておりますことから、こちらにつきましてもスフィア基準を満たしているものと考えております。

○議長（三苦 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二）

それでは、2つ目の再質問に移らせていただきたいと思います。

災害時に命を守る防災対策について、再質問いたします。

日頃から市の防災担当部局、消防署、公民館、また自主防災組織などの関係機関、団体と連携を図りながら地域ぐるみの防災教育をされているかと思います。

どのような取組を今、進めているのかお伺いいたします。

○議長（三苫 誠） 副市長。

○副市長（服部浩治） お答えいたします。市では毎年日田市合同防災訓練を実施し防災担当部局、消防署、警察、自衛隊、消防団、公民館や自主防災組織等の関係機関、団体との連携を深めているところでございます。

また、地域ぐるみの防災教育につきましては、自治会の集まりに職員が出向いて説明を行う触れ合い宅配講座や、ダンボールベッドの組み立てや非常食の試食を行う体験型防災プログラムなどを実施しております。

また、毎年6月の防災週間に実施しておりますサイレン吹鳴訓練に合わせて、各地域において防災訓練を実施してもらえよう働きかけも行っております。

このほか地域における防災のリーダーを育成するため、防災士の養成にも努めているところでございます。

○議長（三苫 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二） 地域防災計画の中にはありましたけど、日田市が主となってしっかりとした防災教育を進めていく必要性があるかと思います。

例えば自治会にお願いしました、それから防災士会さんにお願いしましたというところで終わることなく、地域ぐるみの取組というのはいろいろなところをつないでいく必要性があるかと思います。防災危機管理課のほうがございますので、そちらのほうでもしっかりと対応を練っていただきたい。防災時は大変だと思うんですけど平常時の防災教育というのが命を守る行動につながっていると思いますので、防災教育の取組を積極的に行っていただきたいと思っています。

また、避難情報のほうですね、こちらのほうの状況ですけど、市民の方から避難情報が出ることで、今聞くと、内容が多くてなかなか最後まで聞かないというような方もいらっしゃると思います。この情報量、必要な、流さないといけない情報量があるかと思うんですけど、こちらの避難情報の情報量について市はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（三苫 誠） 副市長。

○副市長（服部浩治） お答えいたします。避難情報の放送内容につきましては、御指摘のとおり簡潔明瞭なものとするようにしているところでございますけれども、放送が長いという声を聞くことがございます。

この理由の一つとして、開設避難所の全てを述べていることがあるのではないかと考えているところでございます。内閣府の提示する避難情報に関するガイドラインの情報伝達例におきましては、主に発令理由、対象地域、取るべき行動が例示されているところでございますけれども、日田市地域防災計画ではこれらに加え開設している避難所を全て伝達することとしております。これによって放送時間が長くなって分かりづらくなるという声もあることは確かでございますので、例えば最初の放送は全て放送

いたしますけれども、対象地域を拡大する場合などにおいては追加開設する避難所のみ述べるなどの簡潔な情報伝達ができるよう、今後も検討してまいりたいと考えております。

○議長（三苫 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二） 今御答弁いただきましたが、避難所の放送について、例えば市内の方の旧郡部の避難所開設の情報が流れてくるということ、やはり避難所まで情報として出さなければいけないというのは分かるんですけど、地域ごとに区切ることがもしできるのであれば、そういった対策も必要ではないかと。伝わりやすい情報でないと市民の方、私もそうですけど聞かないというふうになりかねない、違う手法を、例えばSNSでも今流していただいていますので、そちらのほうを中心に行うということを見るという方もいらっしゃるかと思っています。

だけど、放送で聞くことしかない市民の方もいらっしゃいますので、非常に難しいところだと思うんですけど、命を守る行動につなげるための情報の発信ということで、いろいろ先進事例等、もしありましたら検討いただいて、行っていただければと思います。

ちょっと確認ですけど、先ほど申し上げた地域ごとで避難所の情報だけでも変えるとかいう方法ができないのか、またそれをする事で、もし不都合等があるのであればお聞かせいただきたいのですが。

○議長（三苫 誠） 副市長。

○副市長（服部浩治） お答えいたします。市にもそのようなお声をいただくこともございます。市がどうしてこのように避難所全てをお伝えしているかという考え方についてお伝えしたいと思うんですけども、市民の皆様の中には勤務地と居住地が違っているということもありますので、避難情報は発令区域のみの情報発信では自分が住んでいる場所が、その地域であるということが分からないまま市内で過ごしてしまうという市民の方もいらっしゃいます。そういったことがないように、少々長くなりますけれども防災行政無線のほか、防災ラジオSNSなどの複数の手段を用いて情報発信を行っているところであります。

長くてとても聞いてられないというような方もいらっしゃると思いますが、お忙しい時間を過ごされている方も多いと思いますので、そういう方には視覚的に見えるようなSNS等の情報を御確認いただくような形で、いずれかの方法で情報が伝わればよいというふうに考えているところでございます。

ということで放送につきましては、市民の方が市内のどこにいても必要な情報をできる限り聞き漏らすことがないように放送しているところでございますけれども、御指摘を踏まえて、情報伝達の方法については検討してまいりたいと思います。

○議長（三苫 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二） 避難情報ですね、聞いていただくということが一番だと思いますので、いろいろな工夫をしていただければと思っているところでございます。

それでは、昨年12月に改定されています避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針に明記されています生命、身体に配慮を要する避難者への対応については、人工呼吸器を使用しなければいけない難病患者、障がい者、医療的ケアが必要な方がいる場合、優先的に電源を使用できる環境を整備することが適切であるとあります。

本市において医療的ケアが必要な方の避難所について令和6年9月定例会の私の質問の総務部長答弁

では、医療的ケア児、ケア者の避難所の設置ということでございますが、大規模な災害時には長期停電も想定され人工呼吸器など必要な方の電源の確保が命に関わる重要なことということは認識しています。医療的ケア児、ケア者の受け入れ可能とする避難所の設置について検討したいと御答弁がありました。

そして、本市では行政内部の横のつながり外部機関との連携そして困りを抱えている皆さんたちとしっかりと対応できているのか、私は疑問を持っているところでございます。

しっかりと関係者の意見を聞いていただき課題を共有しながら対策を検討を構築した検討結果をしっかりと返していくということを積み重ねることが、市の配慮として必要で、当事者の方々の御意見をしっかりと伺う必要があるのではないかと、私が質問したところ、市長答弁は当事者の方々の御意見をしっかりと伺いしながら行政内部のそれから関係部署との連携さらに関係、関係機関との連携を進めてまいりたいとありました。1年が経過いたしました、当事者の方々からどのような意見を聞き、現在どのような対応をしているのかお伺いいたします。

○議長（三苫 誠） 副市長。

○副市長（服部浩治） お答えいたします。現在、市では医療的ケアを提供できる場所がないところでございますけれども、何とかその場所を確保できるよう検討しているところでございます。

また、実際に当事者と相談しながらということに関しましては、医療的ケアが必要な方とは個別避難計画を策定するために地域調整会議というものを開催しておりますけれども、その中で直接意見をいただいております。

その地域調整会議の中では、その個々の方が避難先がどこがいいのかと。また、実際にケアを行う支援者は誰になるのか、また、避難行動をいつ起こすのか、また、避難後の連絡を誰がするのかなどについて細かくその方ごとに協議をしております。

実際そうした意見交換を行う中で、医療的ケアが必要な方からは電源の確保が重要であるというふうになっておりますので、蓄電池、バッテリーを貸し出して利用していただけるような対応を実現できるように検討しているところでございます。

○議長（三苫 誠） 8番 中島議員。

○8番（中島章二） バッテリーのほうは事業として購入いただいて補助をしていると思います。私は避難所が必要ということを申し上げてきたところでございます。

これについてはまた、質問を続けさせていただきたいと思います。

以上で終わります。